

●香川県告示第83号

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款
香川県工事請負契約約款（平成 9 年香川県告示第2 5 6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（前払金の使用等） 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の1 0 0分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。	（前払金の使用等） 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の1 0 0分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附 則
この約款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。